

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 4 1 号)

平成 2 4 年 4 月 1 2 日

横 情 審 答 申 第 1041 号

平 成 24 年 4 月 12 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第 1 項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成23年 4 月26日こ北児第43号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「一時保護期間 2 ヶ月を超えて再度一時保護期間を延長した決定書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「一時保護期間 2 ヶ月を超えて再度一時保護期間を延長した決定書」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「一時保護期間 2 ヶ月を超えて再度一時保護期間を延長した決定書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年 2 月23日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号）第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本市における一時保護に係る事務について

一般的に、一時保護は児童相談所に付設された一時保護所で行われる。しかし、本市の四つの児童相談所のうち北部児童相談所だけは付設一時保護所がないため、北部児童相談所が担当する児童について一時保護が必要となった場合には、他の 3 か所の児童相談所に付設された一時保護所にて一時保護を行っている。その場合、一時保護の決定を行うのは一時保護所を管轄する児童相談所ではなく、あくまで当該児童を担当する児童相談所である北部児童相談所となる。

一時保護を行う旨の通知書（一時保護通知書）は、一時保護を決定した児童相談所が速やかに児童の保護者あてに送付することとなっている。また、一時保護の委託先あてにも送付している。

(2) 2 か月を超えて一時保護を延長する場合の事務について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第 3 項において一時保護の期間は 2 か月を超えてはならないとされているが、同条第 4 項により児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き同条第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護を行うことができるとされている。

「必要があると認めるとき」は児童福祉法等で具体的に定められていないが、施設入所が必要な児童であって入所先の調整に時間がかかる場合や、2 か月を超えた早期の時点で家庭引取が見込まれる場合などが考えられる。

2 か月を超えて一時保護を行う際の事務的な手続については、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則を総称して、以下「法令等」という。）並びに児童福祉法等施行細則（昭和62年3月横浜市規則第18号。以下「細則」という。）に定めはなく、厚生労働省が作成した児童相談所運営指針について（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。平成22年3月31日改正版。以下「指針」という。）においても特に定められていないことから、本市児童相談所においては一時保護期間が2 か月を超えた場合であっても新たな一時保護決定を行っていない。したがって、新たな一時保護通知書を作成することも行っていない。

(3) 本件処分について

本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。

北部児童相談所は、本件児童について、医療機関から虐待通報を受理したことにより特定年月日より関わっていた。本件児童及び本件児童の保護者は、当時から異議申立てを提起した時点に至るまで北部児童相談所所管内に住居を置いている。

北部児童相談所は、本件児童について特定年月日 A から特定年月日 B までの間、本件児童の保護者の同意を得て西部児童相談所付設一時保護所にて一時保護を行い、一時保護通知書を本件児童の保護者及び西部児童相談所に送付している。本件児童について一時保護決定を行うのは、西部児童相談所ではなく北部児童相談所となる。

また、前記(2)のとおり、北部児童相談所は本件児童について一時保護期間が2 か月を超えて新たな一時保護決定を行っておらず、新たな一時保護通知書も作成していない。

本件処分は、本件請求において求められている決定書が北部児童相談所及び西部児童相談所のいずれにも存在しないことを横浜市長として決定したものである。

したがって、本件児童について西部児童相談所付設一時保護所における一時保

護について2か月を超えて延長した決定については、北部児童相談所及び西部児童相談所のいずれにおいても行っていないことから、本件個人情報、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、一時保護期間延長決定書の開示を求める。
- (2) 本件児童に対し、2か月を超え6か月もの長期間一時保護を実施していた西部児童相談所に対し一時保護期間延長決定書の開示を請求するものであり、北部児童相談所に対し一時保護期間延長決定書の開示を求めている。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、指定都市等に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項、同法第59条の4第1項）である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関すること、知的障害、自閉症等の障害に関することなどの様々な問題等について家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行うもので、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(2) 一時保護について

ア 児童福祉法第33条第1項では、児童相談所長は、必要があると認めるときは、同法第26条第1項各号に定める都道府県知事への報告その他の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当なものに委託して、一時保護を加えさせることができると規定し、また、同法第33条第2項では、都道府県知事（同法第59条の4の規定により権限の委任がされている場合を含む。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、同法第27条第1項又は第2項に定める児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させることその他の措置

をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができると規定している。

また、児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護をしたときは一時保護通知書により、一時保護を解除したときは一時保護解除通知書により、児童の保護者に通知することが原則とされている（細則第7条第4項）。

イ 児童福祉法第33条第3項では、一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならないと規定し、同条第4項では、前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護をすることができると規定している。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、特定年月日 A から、特定年月日 B に児童福祉法第27条第1項第3号に基づく児童養護施設への入所措置が採られるまでの間、西部児童相談所において行われた本件児童に係る一時保護（以下「本件一時保護」という。）について、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことを決定した通知文書である。

なお、本件請求及び異議申立ては、法定代理人が本件児童に代わって行ったものである。

(4) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、一時保護の期間が2か月を超える場合の事務的な手続について法令等及び指針に定めがないことから、横浜市の児童相談所においては、新たな一時保護決定は行っておらず、新たな一時保護通知書も作成していないとし、本件一時保護についても、同様に新たな決定は行っておらず、新たな一時保護通知書も作成していない旨主張しているので、当審査会では、平成23年10月20日及び同年12月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 一時保護は、児童及び保護者に対する行政処分であって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条第1項の「公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するものが含まれるものとする」に当たり、児童及び保護者は、行政不服審査法上の不服申立てができる。

(イ) 2か月を超える一時保護は、新たな処分ではなく、当初の処分が引き続き継続するものであるため、新たな手続（決定及び通知）は必要ない。2か月を超

えて引き続き一時保護を行う場合は、児童にも保護者にも口頭で説明しているが、文書は作成していない。

- (ウ) 本件については、一時保護の開始に当たり保護者の同意を得ており、2か月を超えて引き続き一時保護することについても、児童及び保護者に説明したところ反対の意思の表明はなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 児童福祉法第33条第3項及び第4項の立法の経緯を見ると、同法第33条第1項及び第2項で定める一時保護について期間の定めがなかったところ、衆議院青少年問題に関する特別委員会において一時保護の期間について取り上げられ、平成12年5月の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の成立に伴う児童福祉法の一部改正によって、同法第33条第3項及び第4項が新設されたものである。これにより、一時保護の期間を限定する一方で、なお保護などの必要に応じて柔軟な対応ができることとなったものである。

- (イ) この一時保護の期間について、指針では、「一時保護は子どもの行動を制限するので、その期間は一次保護の目的を達成するために必要最小限の期間とする」、「一時保護の期間は2か月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる」としている。しかし、当審査会が確認したところ、一時保護の開始及び解除の際の手続を示す記載はあるものの、2か月を超えて一時保護を行う場合の手続を示す記載はない。

一方、厚生労働省が作成した子ども虐待対応の手引き（平成11年3月29日児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知。平成21年3月31日改正版）では、一時保護の手続や一時保護の期間についての留意点が詳細に記載され、その中で、「一時保護は行政処分として行政不服申立ての対象となり、保護者には不服申立権があるので、児童相談所としては、保護者に一時保護の事実を告知する必要がある」とし、2か月を超えて一時保護を行う場合の手続については「一時保護の期間を延長する際には、原則として、その理由を子どもや保護者に説明するものとする」としている。

- (ウ) これに対し、横浜市では、細則において児童福祉法第33条第3項及び第4項について言及しておらず、実施機関において、前記ア（イ）及び（ウ）のような運用を行っていることが認められる。

(I) 異議申立人は2か月を超えて引き続き一時保護を行うことを決定した通知文書の開示を求めているところ、実施機関は前記ア(イ)及び(ウ)のとおり2か月を超える一時保護については新たな行政処分ではないとの解釈をして運用をしている以上、その当否は格別、当審査会としては、本件個人情報を作成していないと考えざるを得ない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年4月26日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年5月10日 (第191回第二部会) 平成23年5月12日 (第184回第一部会) 平成23年5月20日 (第118回第三部会)	・諮問の報告
平成23年9月22日 (第192回第一部会)	・審議
平成23年10月13日 (第193回第一部会)	・審議
平成23年10月20日 (第194回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年11月24日 (第196回第一部会)	・審議
平成23年12月8日 (第197回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年1月12日 (第198回第一部会)	・審議
平成24年1月26日 (第199回第一部会)	・審議
平成24年2月16日 (第201回第一部会)	・審議
平成24年3月8日 (第202回第一部会)	・審議
平成24年3月22日 (第203回第一部会)	・審議